

平成 31(2019)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務職員の役割

(1) 県税予算

平成 31(2019)年度の県税収入は、地方消費税等の増収が見込まれることから、当初予算を 2 年連続で上回る 2,540 億円（前年度当初予算比 100.8%、20 億円増）を計上した。なお、地方消費税清算金を含めた実質的な県税の当初予算額は 2,968 億円（前年度当初予算比 101.4%、41 億円増）を計上した。

(2) 県財政

平成 31(2019)年度当初予算は、「政策経営基本方針」に基づく重点事項の積極的な推進に取り組むほか、「とちぎ創生 15 戦略」の総仕上げと「とちぎ元気発信プラン」を更に推進するとして編成され、前年度当初予算を 0.2% 上回る 8,052 億 9 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 31.6% を占めることから、諸施策を実施する上で貴重な財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識し、県税収入の確保に全力で当たるとともに、課税対象の把握、徴収率の向上及び収入未済額の縮減に努めなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

(5) 税務職員における災害対策

税務職員は、異常気象時には、土木事務所における待機の応援要員としての役割を担うとともに、大規模災害の発生時には、県税事務所に災害対策支部を立ち上げ、支部要員としての役割を担うこととし、常日頃から災害に対する危機意識を高め、災害対策に取り組む。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により、組織の総合力を最大限に発揮し、複雑高度化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成に努めるとともに、中堅職員との意見交換の機会の確保に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、その役割を十分発揮できるよう、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、迅速な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏洩を防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICT の活用

ICT を効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、電子申告及び自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用率向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次世代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

とちぎの魅力を発信し、「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の確保に努める。

(6) 口座振替等の促進

自動車税の口座振替及び大口納税者による一括納付を促進し、滞納の未然防止と徴税コストの削減に努める。

(7) 消費税率引き上げに係る対応

平成 31（2019）年 10 月の消費税率引上げや軽減税率制度の導入に向け、広報・周知に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

ア 未登録・未申告法人等の調査を強化し、課税対象の掘り起こしに努める。

イ 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

ウ 「課税事務マニュアル」を活用するほか、経営管理部フォルダ内にある情報交換制度の活用による事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 地方交付税の算定において、上位三分の一の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率としていることから、より一層の徴収率の向上、収入未済額の縮減に努める。

エ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

オ 地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施することにより、早期の徴収支援を行うなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

カ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告や合同搜索等の滞納整理の取組を強化する。

キ 個人県民税の現年度徴収率が低迷している市町に対しては、特別整理担当と連携し、重点的に徴収支援を行うなど徴収率向上を図る。

ク 収納管理事務は税務事務の基本となることから、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合性に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 太陽光発電事業法人・外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。（法人調査課に限る。）

(4) 特別整理担当に関する事項

ア 高額事案や徴収困難事案を中心に地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施するなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

イ 市町と緊密に連携し差押えや合同搜索等の滞納処分を強化する。

ウ 滞納整理の手法に関する課題別会議等を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの底上げに努める。

エ 個人県民税の現年度徴収率が低迷している市町に対しては、県税事務所と連携し、重点的に徴収支援を行うなど徴収率向上を図る。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関と連携し、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で臨む。

4 税制改正等に対する適切な対応

税制改正等に対し、次の点に留意して事務処理等を行う。

- (1) 法人事業税について、特別法人事業税（国税）の創設に伴う税率変更を予定しているので取扱に誤りのないよう注意する。
- (2) たばこ税について、旧3級品に係る税率変更を予定しているので、取扱に誤りのないよう注意する。
- (3) 自動車二税について、車体課税の見直しがあったので取扱に誤りがないう注意する。
- (4) 自動車二税の証紙徴収を現金徴収に移行したことから、適切に行うとともに、誤りのないよう注意する。
- (5) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、税収の確保等に努める。